第六号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和二年三月

# 沖ノ島研究 第六号 目次

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇一九年度調査概要	北九州市若松区小竹の沖津宮遥拝所について鎌田隆徳・松本将一郎・大高広和	沖ノ島への眺望	新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家花園 闘 衆 最 の豊臣秀吉文書と肥後宗像家	最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家野木 ・ ・ ・ ・ ・	御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村 桑田 の	津屋崎地区の海浜型古墳について池ノ上
概要 :81	広和 67	崇 : : 61	興史 ::::37	雄大 25	和明9	宏 :: 1

# 御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村

### **桑田** 和明

### はじめに

生て参照していただきたい (4)。 は進状には郷村から納められる倉納高が書かれており、郷内の社領から注進状には郷村から納められる常と銭の注進状とされている (3)。家臣知行地の宗像社の倉に納められる米と銭の注進状とされている (3)。家臣知行地の宗像社の倉に納められる倉納高が書かれており、郷内の社領から

用注進状のみ注進状を付けている)。 が書かれている。現在確認できる文書は表一のように四十三通になる(御が書かれている。現在確認できる文書は表一のように四十三通になる(御

### 表一 注進状一覧

年未詳	天正14年	天正13年	天正 12 年	天 正 11 年	天 正 10 年	天正9年	天正8年	年号
曲村	本木郷 村山田郷 田野郷 池田郷 山口郷	勝浦村 在自郷 池田郷 村山田郷 内殿郷	内殿郷 東郷 山田村 土穴郷 田野郷	山口郷 曲村 田野郷 土穴郷 山田村	御用注進状 池田郷 東郷 曲村 遠賀庄 内浦郷 土穴郷	曲村 山田村 御米注進状 東郷 勝浦村	内殿鄉 村山田郷 田野郷 池田郷	鄉村名

島の泊・白浜)・遠賀庄・内浦郷・泊島(地島の泊)・在自郷が各一通にな土穴郷が各三通、勝浦村・本木郷・御用注進状・山口郷が各二通、両島(地池田郷・曲村(前闕一通を含む:年未詳)・東郷が各四通、内殿郷・山田村・油田郷・曲村(前闕一通を含む:年未詳)・東郷が各四通、内殿郷・山田村・田郷・田野郷・田録と比較すると、天正十四年の内殿郷、目録に前書きがないと書かれ

進状と泊島注進状は、 能性がある。それぞれの郷村にしめる倉納地の割合も不明である。 史』でも指摘されているように、これ以外の年次でも注進状が作成されて 状を除くと十六になる(5)。 いたと考えられる。 両島注進状には地島の泊島と白浜が書かれており、 更に倉納地が設定されていた郷村は、 注進状は連続して残っていないが、『宗像神社 郷村の数は御用注進 他にもあった可 両島注

る。

注進状が連続してのこされている郷村はなく、単年度の郷村もある。

経費と百姓・名子の記載などから倉納地の郷村の様子をみていきたい。 どの灌漑・治水関係、 因となる自然災害、 本稿では注進状から、 「立用分」と書かれ郷村に留保 郷村に鎮座する社の祭事関係、 倉納地が設定された郷村の倉納高の変遷、 (控除) された堤料な 年中行事などの必要 その原

検麦注進状とあるように麦の注進状になる。

### 曲村の注進状

いる。 大雨による氾濫で水害を受けやすい郷村になる(で)。 天正十二年以後になる(6)。 化をみることにする 倉納高も多い曲村 注進状のうち天正九年・十年・十一年と年未詳の四通の注進状が残され、 朝町川は釣川と同様に勾配は緩やかで、 (宗像市曲) (表二)。年未詳の注進状は年号が特定できないが 曲村は釣川の支流朝町川の下流域に位置して の収量と立用分とをあわせて、 曲村は水利には恵まれるが 倉納高の変

と渡升も使われている。公銭分は清銭とされ、 曲村の収納には、 公田升・給升・渡升、 立用分には公田升が多いが給升 御検畠分では大豆が収納さ

> る。 銭注進状は八十六石六升 (『大社文書』二〇)、天正十年十月十一日の曲 領でも同様であった。升の使い分けについては不明な点がのこされている。 いる。 れているが、この分の減が大きくなっている。 十四石五斗五升六合になる(『大社文書』五三)。年ごとに収量が減って 十一年十月二十八日の曲村天正十一年御米銭注進状は七十六石六斗七升 れており、 天正十年御米銭注進状は七十九石六斗四升六合(『大社文書』二八)、天正 (『大社文書』四一)、前闕の年未詳十月二十一日の曲村御米銭注進状は五 まず収量をみることにする。天正九年十月二十一日の曲村天正九年御米 米の出来高によって収納される検見分が公田升と給升で量られ収納さ 戦国時代には升が統一されずさまざまな升が使われていたが、 収納には給升が使われている。他の郷村では一色升も使われて 氏貞

とすれば御用作米は九石のうち二段分の二石が差し引かれ、 名出作分の一石が御用作米と夫料のそれぞれに加えられたのであろうか。 依出作除之」の一石が書かれていたが、年未詳ではこの記述がない。(マルリリ) は九石から十石に増加している。それまでの注進状にはそれぞれ「空閑名 未詳の注進状は前闕の部分があるが、御用作米(渡升)は九石から八石に 加えられ八石とされたことになる。 し引かれているのは、不作の影響が大きかったからであろう。 夫料 なり「此外二石不作、二段分引之」とある。不作によって定免分からも差 給升による瀬戸用以下は定免制になり、天正十一年まで一定である。 出作分一石が (渡升) 空閑 年

三宮幷鐘楼両社定夫勤之間、 年未詳の注進状には十石の夫料に続けて「此外十石、 除之」とあって、 新夫料は書かれていない。 新夫料雖在之、第

用史料を除き御百姓とする)。
新夫料は御百姓に対するものである(注進状には「御百性」とあるが、引に御名子四人御用作と同新夫料が書かれていることから、御用作・夫料・ここでは辺津宮第三宮と鐘楼の造営のために定夫役とされている(※)。次新夫料は本来、夫役であったが天正十一年までは米九石で代納されていた。

同様に辺津宮第三宮と鐘楼造営のため定夫役とされている。 おう注進状では御名子五人御用作二石とされている。新夫料も五石であったが、御百姓とたが、不作のため二石とされている。新夫料も五石であったが、御名子に対する御用作は名子が四人から五人に増えたので五石であったが、不作のため二石とされている。 が、不作のため二石とされている。新夫料も五石であったが、御百姓とたが、不作のため二石とされている。新夫料は書かれていなおの注進状では御名子五人御用作二石とされている。

其外節合」(給升)二石三斗と帳帋彼是(渡升)一石は変わらない。(公田升)五石一斗と同宮年中御神米(公田升)八斗四升、「御百性御名子収量が減少しているにもかかわらず立用分は増加している。鷹見宮九日祭中一年が十二石一斗四升、年未詳が十石八斗四升になる。年未詳を除けば立用分は、天正九年が十石六斗四升、天正十年が十二石三斗四升、天正

堤から命町堤までが書かれている。このうち下樋町とあるのは堤が脱であ は年未詳に書かれていないが二斗のまま、 十二年)、三斗 灌漑・治水用の島廻堤(公田升)は四斗(天正九年)から五斗(天正十年 から以後、三斗に増加している。 (天正十一年)と減少している。 (年未詳)、宮畔 (公田升) 橋町堤 は三斗のまま、河原田堤 天正十年になると新たに中原田 扇堤(公田升)は二斗 (公田升) は三斗(天正九年) (公田升) (天正九

> れる。 ろう。 溜池の意味もあるが、曲の中心部には朝町川が流れていることから、 が書かれていない。維持管理料が不要になったことが考えられる。 名は現在の曲で確認することができない。年未詳になると、 は、 之立用之」、天正十一年の注進状には「堤料過分ニ雖在之、公田余損失之間 であったが、三石一斗 のための堤をさしていたのではないだろうか。後述するように他の郷村で 各以見懸之相当半分、立用之」と注記されている。 天正十年・十一年に増加している。この理由について天正十年の注進状に 年に河崎橋とあるのと同じ橋であろう。 「右内堤料過分ニ雖在之、 灌漑施設の使用料、 天正十一年以下の変化は表二を参照。 (天正十年・十一年)、一石六斗 (年未詳) となって、 維持管理のためと思われる井手料 両度俄之依洪水、御公田損失之間、 天正九年の堤・橋料は一石四 天正九年の河崎大橋は天正十 堤とともに書かれた地 (井料) 河原田堤以下 各以見縣 がみら 堤には 治水

によって、相当額の半分が計上されたと解釈できる。新たな堤の造営料と管理料が加わったのであろう。堤料は見懸け(検見)田が損失したことが明らかになる。それまでの堤の修理・管理に加えて、注進状からは天正十年の二度にわたる大雨による洪水で堤が決壊し、公

なる。検注銭は三貫七十七文(天正九年)から五貫二六九文(天正十年)、十六貫五一五文(天正十年)、十五貫三八○文(天正十一年)、九貫四六六文(年未詳)とあって、年未詳分の減少が大きい。田付銭は五貫三一八文 (天正九年)、十五貫三八○文(天正十一年)、九貫四六六十二貫五三五文(天正九年)、

### 表二 曲村の注進状

頁目	天 E E 手	EEOF	EE11F	<b>戸</b> ド ド ド ギ
			尹 記 1 1 全	全 ラ 言
御検見分(公田升)	11石6斗5升1合	5石7斗2升4合	5石6斗7升6合	(前闕)
御検見分(給升)	12石2斗1升9合	11石7斗3升2合	8石8斗4合	(前闕)
瀬戸用(給升)	11石7斗9升 (1石3斗1升)	11石7斗9升(1石3斗1升)	11石7斗9升(1石3斗1升)	(前闕)
公方用 (公田升)	15石4斗(1石1斗)	15石4斗(1石1斗)	15石4斗 (1石1斗)	(前闕)
御用作(渡升)	9石(1石)	9石 (1石)	9石 (1石)	8石(註6)
夫料 (渡升)	9石(1石)	9石 (1石)	9石 (1石)	10石(註7)
新夫料(渡升)	9石 (1石)	9石 (1石)	9石 (1石)	記載無し
御名子四人御用作(渡升)	4石 (2石)	4石 (2石)	4石(1石)「御名子御用作」	2石(註8)「御名子五人御用作」
同新夫料(渡升)	4石(1石)	4石(1石)	4石 (1石)	記載無し
合計	86石6升	79石6斗4升6合	76石6斗7升	54石5斗5升6合
鷹見宮九日祭(公田升)	5石1斗	5石1斗	5石1斗	5石1斗
同宮年中御神米(公田升)	8斗4升	8斗4升	8斗4升	8 斗 4 升
島廻堤(公田升)	4 +	5斗	5 斗	3斗
宮畔(公田升)	3斗	3 半	の半	3 半
河原田堤(公田升)	2斗	2 斗	2 斗	
扇堤(公田升)	2 斗	3가	の計	の計
橋町堤(公田升)	3 計		2 斗	
中河原田堤(公田升)		2 斗		
尻高堤(公田升)		2 斗		
下樋町(公田升)		2 斗		
河崎大橋(公田升)		5 斗	3斗(河崎橋)	
下河原田堤(公田升)		2 半		
政所堤(公田升)		2 斗	3斗	5斗
命町堤(公田升)		3 斗		

			11 11111	行 <u>工</u> 作 另金
3買930文(註9)	5貫360文	5貫360文	5貫360文	卸百生定銭(註1)
2貫883文	5貫116文	5貫269文	3貫77文	検注銭
8 7 3 文	3貫224文	4貫206文	5貫318文	田付銭
				公銭分
43石7斗1升6合	64石5斗3升	67石3斗6合	75石4斗2升	御倉納
10石8斗4升	12石1斗4升(註4)	12石3斗4升(註2)	10石6斗4升	合計(立用分)
1 石	1石	1石	1石	帳帋彼是(渡升)
2石3斗	2石3斗	2石3斗	2石3斗	御百性御名子其外節合(給升)
2 斗	2 斗			小橋(公田升)
	1 斗			地頭町堤(公田升)
	3 斗			坂口両所堤(公田升)
	1 斗			恒副堤(公田升)
	3 斗			唐禰町堤(公田升)

\*瀬戸用から新夫料までの( )内の高は、「空閑名依出作除之」分の高。表中の合計には加えていない。天正十年の注進状には「空閑名依他出除之」とある。 \*項目の名称は天正十年の注進状による。( )内の升は使用された升の名称。

\*御名子四人御用作と同新夫料の( )内の高は、「御名子両人、公物依仕負出作分除之」分の高。表中の合計には加えていない。

「此外五百七十文、空閑名分除之」。天正十一年の注進状まで同じ。

「右内堤料過分二雖在之、両度俄之依洪水、御公田損失之間、各以見懸之立用之」

「此外百文、小屋敷一所、占部種安依錯乱暫住之間、除之」 **「堤料過分ニ雖在之、公田余損失之間、各以見懸之相当半分、立用之」** 

「此外百文、小屋敷一ケ所、占部種安依暫住除之」

「此外二石不作、二段分引之」

「此外十石、新夫料雖在之、第三宮幷鐘楼両社定夫勤之間、除之」

註 註 註 註 註 註 註 註 註 註 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 「御名子五人御用作」「此外三石不作、三段分引之、幷新夫料五石、両社定夫勤之間、除之」

「此外ニ田代拾六町弐段三百歩、依不作名別ニ勘合引之」

但、 田代依不作畠地分二加之」

加したのであろうか。 八三文と減少している。天正十年・十一年は洪水による影響で検注銭が増五貫一一六文(天正十一年)と両年は増加しているが、年未詳では二貫八

と注記されているように、不作の影響が定銭にも及んでいる。 書かれている。「此外ニ田代拾六町弐段三百歩、 貫三六○文は天正十一年までは同額であるが、 とにより一○○文が除かれているが、本来、 ているように、 屋敷一ケ所、占部種安依暫住除之」(天正十一年)とある。錯乱と書かれ 屋敷一所、占部種安依錯乱暫住之間、 浮屋敷銭は天正十年・十一年に一○○文減じているが、「此外百文、 戦乱により占部種安が曲村に避難し、 除之」(天正十年)、「此外百文、 定銭であった。御百姓定銭五 年未詳では三貫九三〇文と 依不作名別ニ勘合引之」 小屋敷を造営したこ 小 小

公銭分は浮畠地銭が一定であるが、御百姓定銭・浮屋敷銭も、本来、定

免であったことがわかる。

子二人が「公物依仕負」のための出作分であり除かれている。四人の御名除之」とあるように、御名子四人の御用作であるが、この他の二石は御名のうち「四石同升御名子四人御用作 此外弐石、御名子両人、公物依仕負出作分重複するが御百姓と御名子の記載を確認する。天正九年の注進状で収量

節合ニ立用之」、倉納される公銭分のなかに「五貫三百六拾文(御百性定銭」に対するものである。立用分のなかに「二石三斗給升(御百性御名子其外子の存在が明らかになる。続けて書かれている同新夫料四石は御名子四人

とある。

九年と同じ。 除之」とあるように、出作分が二石から一石になっている。その他は天正態之」とあるように、出作分が二石から一石になっている。その他は天正進状では、収量のうち四石は「四石同升 御名子御用作 此外壱石、依出作天正十年の注進状の御百姓と御名子は天正九年と同じ。天正十一年の注

(渡升) 三宮・鐘楼)の定夫を勤めているので除くとある。 三段分引之、幷新夫料五石、両社定夫勤之間、除之」とある。御百姓・御名子の 三段分引之、幷新夫料五石、両社定夫勤之間、除之」とある。御百姓・御名子の とあるように減じている。御名子が四人から五人に増え、御用作は二石と とある。御百姓・御名子の 三宮・鐘楼)の定夫を勤めているので除くとある。

たと思われる。 朝廷の節日に行われた年中行事。 社の末社にはみえないが、曲に鎮座する鷹見神社になる(タ)。 かかわらず、 名子其外節会二石三斗、 とになるのであろうが、御百姓とともに御名子と書かれたように、 いるが、曲村では御百姓と御名子が主体となり、節日に行われる行事であっ 立用分の鷹見宮九日祭五石一斗、 毎年、立用分とされ曲村に留保されていた。鷹見宮は宗像 名子は郷村に属し、 帳帋彼是一石は収量と倉納高が減少しているにも 後述するように他の郷村でも立用されて 農作業に従事する下層の農民というこ 同宮年中御神米八斗四升、 節会は本来、 御百姓・御 曲村の

構成員の一員であった。

れる。帳帋彼是立用分も鷹見宮にかかわるものであったかもしれない。日祭の運営、年中御神米立用とある鷹見宮の管理にも携わっていたと思わ曲村の村社であった高見宮は百姓・名子の信仰を集めており、百姓は九

鷹見宮の祭事・御神米、節会の留保分とあわせ、百姓による村の自治機能に署名した六名との交渉で、見懸け相当額の半分とされたと考えられる。天正十年の両度にわたる洪水による堤料の増加は、曲村の百姓と注進状

## 一 その他の郷村の注進状

の一端をうかがうことができる。

高のみが書かれている。

「主進状のうち村山田郷・勝浦村(天正九年分)・内浦郷は、収量と倉納村のような不作に関する記述は確認できない。立用分は次章で検討する。
は進状のうち村山田郷・勝浦村(天正九年分)・内浦郷は、収量と倉納倉納高を表三に掲げる(煩雑になるので表では史料番号を省略した)。曲

注進状米では御用作米は同じ高である(『大社文書』二一・三九・四五)。 5、御土貢米が十五石六斗二升七合、御用作米が五石一斗七升。天正十一年・十二年の 五・四三・参考七)。山田村は天正九年の注進状では収量四石五斗二升の 方の御土貢米三石五斗七升、御用作米が五石一斗七升。天正十一年・十二年の うち御土貢米三石五斗七升、御用作米が五石一斗七升。天正十一年・十二 大正九年の注進状では収量四石五斗二升の のと進状では収量四石五斗二升の のと進状では収量四石五斗二升の のと進状では収量四石五斗二升の のと進状では収量四石五斗二升の のと進状では収量四石五斗二升の のと連状では収量四石五斗二升の のと連状では収量のこれでは収量の のいるのうち御土

> 四石三斗五升、 升。天正十一年・十二年の注進状では御用作米は同じ高である(『大社文 四石三斗三升二合、 升六合、御用作米が一石五斗とある(『大社文書』参考四)。頭物は不明だ る(『大社文書』五二)。在自郷は天正十三年の注進状だけがのこされてお 書』三一・三八・四六)。 が本米が御土貢米にあたると思われる。 の注進状は立用分が後闕のため確かめられないが、御用作米は同じ高であ 六升五合のうち御土貢米が立用分を引かれ五石一斗二升五合、 土穴郷は天正十年の注進状は収量が十一石六斗七升三合のうち御土貢米が 収量五石九斗七升七合のうち本米が三石四斗五升一合、 御用作米が三石五斗九升(『大社文書』 加地子米が三石五斗八升一合、 山口郷は天正十一年の注進状は収量十四石九斗 御用作米が三石七斗六 四()。 頭物が一石二 加地子米が 天正十四

収納される検見分が、御土貢米に相当すると思われる。れた注進状は、御土貢米の注進状になる。曲村では公田升と給升によって倉納高が変動していることから、立用分を含めた収量・倉納高だけが書かは定免であったことがわかる。村山田郷・東郷の注進状ではそれぞれ収量・以上のことから、御土貢米・加地子米は検見によって変動し、御用作米

十年には公文三斗が書かれていない。天正十年の注進状には御用作米とあ御用作米が四石四斗三升で御用作米が減じており一定ではない(『大社文用注進状は収量十二石二斗四升四合のうち御土貢米が七石八斗一升四合、活郷御用作が六石七斗七升(『大社文書』二二)。翌年の御天正九年の御用注進状は収量十五石四斗一升四合のうち御土貢米が八石

# 表三 その他の郷村の収量・立用分・倉納高

			11石9斗2升4合	3 斗 2 升	12石2斗4升4合	天正10年	
			14石7斗9升4合	6 斗 2 升	15石4斗1升4合	天正9年	御用注進状
1貫299文	1 0 0 文	1貫399文	3石9斗5合	7 斗	3石7斗9升5合	天正 12 年	
1貫258文	1 0 0 文	1貫358文	2石9斗1升7合	7 斗	3石6斗1升7合	天正11年	
1貫146文	1 0 0 文	1貫246文	3石8斗2升	7 斗	4石5斗2升	天正9年	山田村
			7石8斗1升7合	4 斗	8石2斗1升7合	天正14年	
			11石9斗5升3合	4 4	12石3斗5升3合	天正13年	
			11石9斗4升3合	4 4	12石3斗4升3合	天正10年	
			7石6升6合	3斗	7石3斗6升6合	天正8年	池田郷
			1石7斗8升1合	5斗	2石2斗8升1合	天正14年	
			1石8斗5合	9 斗 4 升	2石7斗4升5合	天正12年	
			2石5斗8合	5 斗	3石8合	天正11年	
			1石9斗7升7合	3斗	2石2斗7升7合	天正8年	田野郷
			6石8斗7升1合	0	6石8斗7升1合	天正14年	
			10石3斗3升2合	0	10石3斗3升2合	天正13年	
			5石3斗8升5合	0	5石3斗8升5合	天正10年	
			4石8斗8升6合	0	4石8斗8升6合	天正8年	村山田郷
1貫662文	0	1貫662文	24石4斗2升5合	1石5斗	25石9斗2升5合	天正13年	
1貫427文	0	1貫427文	19石7斗7升2合	1石5斗	21石2斗7升2合	天正12年	
1貫599文	0	1貫599文	20石9斗9升4合	1石5斗	22石4斗9升4合	天正11年	
1貫617文	0	1貫617文	19石2斗9升7合	1石5斗	20石7斗9升7合	天正8年	内殿郷
倉納高 (清料)	立用分	銭納分	倉納高	立用分	収量	年号	郷村名

在自郷		山口郷		本木郷			土穴郷	内浦郷	遠賀庄	泊島	両島(泊島・白浜)		勝浦村				東郷
天正13年	天正 14 年	天正11年	天正14年	天正11年	天正12年	天正11年	天正10年	天正10年	天正10年	天正11年	天正10年	天正13年	天正9年	天正12年	天正11年	天正10年	天正9年
5石9斗7升7合	13石3斗8升4合	14石9斗6升5合	7石9斗4升9合	18石1斗3升8合	11石4合	10石6斗7升6合	11石6斗7升3合	18石5斗9升9合	60石2斗5升	1石1斗6升	4石8斗5升	6石9斗8升	6石2斗5升8合	4石4升3合	4石7斗6升	8石9斗2升4合	8石1升2合
2斗5升	(後闕)	1石9斗	2 斗	2 斗	1石2斗5升	1石2斗5升	1石2斗5升	0	41石8斗2升6合	9 斗	2石2斗1升	3 斗	0	2 斗	2 斗	2 斗 5 升	2 斗
5石7斗2升7合		13石6升5合	7石7斗4升9合	17石9斗3升8合	9石7斗5升4合	9石4斗2升7合	10石4斗2升3合	18石5斗9升9合	18 石 4 斗 2 升 4 合	2 斗 6 升	2石6斗4升	6石6斗8升	6石2斗5升8合	3石8斗4升3合	4石5斗6升	8石6斗7升4合	7石8斗1升2合
			9 8 0 文	6 8 2 文													
			0	0													
			9 8 0 文	6 8 2 文													

\*両島注進状の泊島は収量が一石一升、立用分が九斗、倉納高が一斗一升。白浜は収量が二石八斗四升、立用分が一石三斗一升、倉納高は書かれていないが一石六斗四升になる(『大社文書』二五)。 \*注進状に収量合計がある場合はそのまま掲載した。注進状に収量・立用分の合計が記載されていない場合は適宜、数量を計算して記載したが、倉納高と数量があわない場合がある。 白浜を合計した数量を掲載した。 これに「今御倉納」とある「定麦」一石を加えて、二石六斗四升が倉納とされている。「定麦」一石は白浜の次に書かれているが、或いはこの一石は泊・白浜を併せた可能性もある。表では、泊島・

郷村を集約した注進状であったことが確かめられる。変動していること、公文三斗の有無とあわせて、御用注進状はいくつかのるが、天正九年の注進状には「諸郷御用作」と書かれている。御用作米が

四八)。 四升九合の収量となっており、 姓からの要求であったことが注目される(三)。 併せて九斗四升を引くと倉納高の一石八斗五合になる。 立用分三斗と、当春に銀子十文目と取替えられた六斗四升を差し引いた分、 合一色升 当春銀子十文目 折ニ立用之、 れていたが、天正十四年の注進状ではこの分が含まれていないためである。 の収量であったが、 本木郷は天正十一年の注進状では二斗の立用分を含め十八石一斗三升八合 社ではないが遠賀庄の惣社であり、 賀庄では納升で倉納されている。 社文書』二九)。曲村を除き他の郷村では一色升で倉納されているが、 量に対し、 一色升であり、 個別に注進状をみると遠賀庄は天正十年の注進状で六十石二斗五升の収 田野郷の天正十二年の注進状には「合 これは天正十一年の注進状には「荒名出作分」十一石八斗が含ま 立用分四十一石八斗二升六合は高蔵宮年中御神米になる 御倉納之」とある(『大社文書』四七)。二石七斗四升五合から 六斗四升は渡升では一石六斗になる。取り替えの主体は百 御百性中取替之、分米渡升一石六斗勘渡之、残而壱石八斗五 天正十四年の注進状では二斗の立用分を含め七石九斗 与里岳立用之、 大きく減少している(『大社文書』三六・ 高蔵宮 立用分が大きかったことがわかる(1)。 壱斗 (岡垣町:高倉宮) は宗像社の末 弐石七斗四升五合内 森岳ニ立用之、六斗四升 収納高・倉納高は 壱斗 二大 遠 波

注進状に清銭で納められた清料が書かれた郷村についてみることにす

状では九八○文が替物銭とあるようにいずれも変動している(『大社文書』 が空眉銭・公銭(公事銭)ともに変動している(『大社文書』三九・四五)。 度で変動している。 る。 本木郷の替物銭が公事銭に含まれるかは不明である。 含まれていた。 三六・四八)。曲村の注進状では、 正十一年・十二年の注進状では、 立用之」とされ、残り一貫一四六文が清料とある(『大社文書』二一)。 空眉銭、 本木郷は、 曲村は前述したので繰り返さない。 九六九文が公事銭になるが、このうち一〇〇文は「当社二季相撲 天正十一年の注進状では六八二文が替物銭、 山田村では空眉銭は公事銭 天正九年の山田村では一貫二四六文の内、 相撲に立用される一〇〇文はかわらない 清銭で納められる田付銭以下は公銭に 内殿郷は替物銭を納めているが年 (公銭) と別に扱われており 天正十四年の注進 二七七文が 天

よって異なる。曲村とほぼ同じ年の注進状がのこされている東郷の場合、 れの合計と倉納高に升の名称は書かれていない。遠賀庄では納升、 ついては、 にわたる大雨による洪水の被害は曲村に集中していたのであろうか。升に 十一年前後の注進状がのこされている他の郷村についても、 理由は書かれていない(『大社文書』二三・二七・三七・四四)。天正十年 0) 水の影響は確認できない。のこされている注進状からは、 天正九・十年に変化は少なく十一 郷村では一色升で倉納されている 表の収量・立用分・倉納高を改めて確認すると、年ごとの増減は郷村に 曲村では収量と立用分は公田升・給升・渡升が使われ、 年・十二年の減少が大きいが、 (地島の泊島と白浜の麦を含む)。 天正十年の二度 天正十年の洪 注進状に それぞ その

曲村の年未詳の注進状が何年のものか確定できないが、表三のように村

十四年になると倉納高が減じている郷村が目に付く。る)については、天正十四年と他の年度とを比較することができる。天正山田郷・田野郷・池田郷・本木郷・山口郷(同郷は立用分以下が闕けてい

る(『大社文書』 天正十五年二月二十四日の池田郷天正十四年御米注進状まで作成されてい 津氏の筑前国進出と天正十四年三月四日に氏貞が死去したことで、宗像氏 従っていた氏貞と大友氏との和睦が破綻し戦争状態となっている。 氏貞勢と大友氏の家臣で立花城城督戸次道雪勢が鞍手郡で戦い、大友氏に が考えられる。天正六年に日向国へ出兵した大友勢は島津勢に大敗し、 あった。これに加えて宗像氏貞領をとりまく政治情勢の変化もあったこと 友氏の北部九州の支配が揺らいでいる。この中で天正九年十一月十三日に この原因はこれまでみてきたように、 領内支配が不安定となったことが考えられる。 天正十五年三月二十八日になる(2)。 五一 豊臣秀吉が島津氏攻撃のため九州へ渡海し小倉に 自然災害による不安定な収量が 注進状は氏貞の死後も、 更に島 大

# 一 注進状の立用分からみた郷村

に準じて掲げている。

「ででででであるが、初年度の費目順ける。費目の記載順は年度によって異なることがあるが、初年度の費目順曲村の立用分についてみたが、他の郷村の立用分の費目と高を表四に掲

の天正十二年の注進状には、「当社年中八ケ度祭」と書かれている(『大社立用分のうち神事用・年中行事用からみていく。御神米について内殿郷

杵島姫社白浜」、「泊若宮社」「 四斗が立用分とされている(『大社文書』四〇)。『正平年中行事』に 年の注進状にも「当社二季相撲」とある(『大社文書』二一)。 関するものであったと思われる。 れている(『大社文書』二五・三四)。『正平年中行事』には「厳島社」「市小のでいる(『大社文書』二五・三四)。『正平年中行事』には「厳島社」「市 る (『大社文書』二九)。 鞍手郡の山口郷では年十四回の祭事のために一石 賀庄の高蔵宮では、年中御神米四十一石八斗二升六合が立用分とされて 八回の祭事にあてる御神米四斗が、 ができる(図)。『正平年中行事』には「内殿郷若宮」「十所王子社」がある。 殿郷と山田郷にそれぞれ鎮座する宗像社の末社をさしていたと考えること 文書』一六・三五・四三・参考七)。「当社」については、 島注進状にある泊島と天正十一年の泊島の御神麦三斗も毎年の立用分とさ 口若宮社」とある末社の祭事用であったと思われる。地島の天正十年の 十所王子社は内殿の日吉神社になると思われる。内殿郷の社で行われる年 「伯若宮明神」がある。 <sup>(酒)</sup> 毎年の立用分とされている。 御神麦は泊の末社 山田村の天正九 当社とは内 遠賀郡遠 山 両

たと思われる。 
「妙見社」「白山権現」がある。若宮明神 (現在の若宮八幡宮) の祭事であっ二一・三九・四五)。 
『正平年中行事』には「山田若宮社」「山田郷若宮明神」、山田村の二季相撲は毎年一〇〇文が立用分とされている(『大社文書』

# 表四 曲村以外の郷村の立用分費目と高

<u>ا</u> ج	天下	天正	東郷 天正9	進状 天正	注	天正	天正	山田村	天正	天正	天正	池田郷 天正	天正	天正	天正	田野郷 天正	天正	天正	天正	内殿郷	郷村名
天正12年	天 [ ] [ ]	天正10年	9年	10年	天正9年	天正12年	天 11 年	天正9年	14 年	天正13年	天正10年	天正8年	14 年 —	天正12年	天正11年	天正8年	天 正 13 年	12 年	天正 11 年	天正8年	年号
井料二斗		井手料二斗 尻高堤五升	井料二斗	穂懸五升 秣一斗二升 盆米一斗五升	穗懸五升 秣一斗二升 盆米一斗五升 公文三斗	膳節々合六斗 井手料一斗 相撲百文	相撲百文   代官三斗   井手料一斗	当社二季相撲百文	孔大寺一斗 粢殿一斗 釈迦院一斗 散仕一斗	孔大寺一斗 粢殿一斗 釈迦一斗 散仕一斗	吼大寺一斗 粢殿一斗 釈迦行一斗 散仕一斗	吼大寺一斗 粢田社一斗 釈迦堂一斗	与里岳一斗 森岳一斗 波折一斗 橋二斗	与里岳一斗 森岳一斗 波折一斗	与里岳一斗 森嶽一斗 波折一斗 大畔橋二斗	与里嶽一斗 森嶽一斗 波折社一斗	散仕三斗 御百性中節合五斗 公文三斗	公文三斗 散仕三斗 御百性中節合五斗	散仕三斗 御百性中節合五斗 公文三斗	散仕三斗 御百性中節合五斗 公文三斗	費目と高

社の森社と波折社になる。

い (『福岡県史』近代資料編)。

地理全誌』に池田村字桜に釈迦堂があるが、これ以前に関係する史料はなある。孔大寺は孔大寺神社、楽田社は楽田神社になる。釈迦堂は『福岡県ある。孔大寺は孔大寺神社、楽田社は楽田神社になる。釈迦堂は『福岡県来迦院)のそれぞれについて、毎年一斗が立用分とされている(『大社文書』が出郷では、吼大寺(孔大寺)・楽田社(楽殿)・釈迦堂(釈迦行・釈迦・池田郷では、吼大寺(孔大寺)・楽田社(楽殿)・釈迦堂(釈迦行・釈迦・

「本木社若宮明神二社内宗像社一方」がある。(『大社文書』三六・四八)。『正平年中行事』には「本木若宮社」「同老松社」本木郷では、鏑流馬丼的(鏑流馬的)に毎年二斗が立用分とされている

ある。 中行事』には「在自牧口社岩宮」「在自郷牧口大明神」「同郷若宮明神」が中行事』には「在自牧口社岩宮」「在自郷牧口社に関するものであろう。『正平年(『大社文書』参考四)。粥と引敷は牧口社に関するものであろう。『正平年在自郷では牧口社一斗の他に粥五升と引敷一斗が立用分とされている

三八・四六)。天正十年の両島注進状には泊島と白浜のそれぞれ三斗が「御供、修正(修正行)、御神楽米(神楽米)がそれぞれ一斗五升、「御百性節(「御百性時節々合」)三斗が立用分とされている。土穴郷では毎年、一節(「御百性時節々合」)三斗が立用分とされている。山田村では毎年、「簡単生、が鎮座しており、社の祭礼とのかかわりも考えられる。内殿郷では毎年、 次に年中行事に関する立用分をみることにする。それぞれの郷村には末次に年中行事に関する立用分をみることにする。それぞれの郷村には末

牧口社一斗 粥五升 引敷一斗	天正13年	在自郷
公文三斗	天正13年	勝浦村
年中十四ヶ度祭一石四斗 井手料五斗	天正11年	山口郷
鏑流馬的二斗	天正14年	
鏑流馬幷的二斗	天正11年	本木郷
節合三斗 公文三斗 散仕二斗 神楽米一斗五升	天 正 12 年	
御百性中節合三斗 公文三斗 散仕二斗 元節供一斗五升 修正行一斗五升 御神楽米一斗五升	天 11 年	
御百性節合三斗 公文三斗 散仕二斗 元節供一斗五升 修正一斗五升 御神楽米一斗五升	天 正 10 年	土穴郷
高蔵宮年中御神米四十一石八斗二升六合	天正10年	遠賀庄
三分二地頭分一石一升   御百性中御祝三斗	天正10年	白浜
神麦三斗 公文三斗 御百性中三斗	天正11年	
御神麦三斗  公文三斗  御百性中御祝三斗	天正10年	泊島

村に留保されている。 村に留保されている。 単年度の分もあるが、これまであげた立用分は固定され、郷のであろう。 単年度の分もあるが、これまであげた立用分は固定され、郷のであろう。 単年度の分もあるが、これまであげた立用分は固定され、郷のであろう。 単年度の分もあるが、これまであげた立用分は固定され、郷のであろう。 神に留保されている。 が空間に関わるものであろう。内 が立川分とされている。 が会事も百姓が中心となっていた のであろう。 単年度の分もあるが、これまであげた立用分は固定され、郷 村に留保されている。

灌漑・治水用の立用分は、山田村で井手料一斗が毎年の立用分とされている。東郷では井料(井手料)二斗が毎年の立用分とされ、天正九年にはには北大町橋二斗が立用分とされている(『大社文書』二三・二七・三七・四四)の注進状に橋二斗が立用されおり、同じ橋をさしていると思われる。井手料(井料)、橋が立用されおり、同じ橋をさしていると思われる。井手料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百料(井料)、橋が立用がは、山田村で井手料一半が毎年の立用分とされている。

済仕分」が今御倉納とされている。土穴郷では毎年、公文三斗と散仕二斗 分二地頭分」「御百性中御祝」が立用されている。この他に「壱石定麦 斗三升 三分一御倉納」「三斗 書かれていない。 意と思われる。翌年の注進状には公文・代官共に書かれておらず、三斗も 天正十一年の注進状では代官三斗が立用分とあるように、公文と代官は同 社文書』参考三)。山田村の天正九年の注進状には公文三斗が立用分とされ が立用分とされている。勝浦村では公文三斗が立用分とされている(『大 で三斗が公文に立用されている 用分とされている(『大社文書』二二)。両島天正十年検麦注進状では泊島 八斗四升のうち「一石 の一斗が立用分とされている。 いる。池田郷では天正八年にはないが、天正十年・十三年・十四年に散仕 この他、 内殿郷では毎年、三斗がそれぞれ公文と散仕の立用分とされて 公文分 御用注進状では天正九年に公文の三斗が立 御百性中御祝立用之」とあるように、「三 今御倉納」「一石一升 (翌年の注進状にもある)。 白浜では二石 三分二地頭分」「五

される立用分のために前代の役職名が使われていたのではないだろうか。力百姓が任じられていたというよりも、御百姓の存在からは、郷村に留保れていた役職になる。注進状が書かれた当時、郷村にその役職がおかれ有公文、散仕(散使)、弁済仕、代官は公領・荘園を管理するためにおか

### おわりに

これらの立用分はほぼ固定されていた。

洪水などの自然災害による不作時にも百姓が倉納分の減免交渉にあたっに署名した倉納を担当する図師以下の実務担当者と交渉していた。大雨・百姓はこれらの利水設備を造成・維持・管理し、その経費について注進状百姓は 井手料(井料)などの灌漑・治水のための立用分も確認できる。

その他、公文、散仕、代官なども書かれている。これらの実態はなく、

た。

名目上計上され、郷村に留保されていたのではなかろうか。

できる。

できる。

このように注進状からは自然災害による不安定な生産、郷村に生きる百

村のうち田野郷だけが社領とされている。
小早川隆景が豊臣秀吉から筑前国を与えられると、注進状に書かれた郷

(元福岡県立図書館職員)

### 註

- (1)「嶺文書」は宗像大社に三十八通と目録、松崎文書館に五通を所蔵。『宗像市史』 家文書」の史料群名で収録。後者には堀本一繁氏による「嶺家文書」以外の史と略し、「嶺家文書」の史料番号のみ記載し引用した。「嶺家文書」以外の史と略し、「嶺家文書」の史料番号のみ記載し引用した。「嶺家文書」以外の史と略し、「嶺家文書」の史料番号のみ記載した。「嶺家文書」は『朱社文書』な『宗像市史』
   (1)「嶺文書」は宗像大社に三十八通と目録、松崎文書館に五通を所蔵。『宗像市史』
- 存在する郷村とのつながりを指摘している。曲村の注進状に氏貞家臣の署名していることが多い。堀本氏は「嶺家文書」解題で、連署した家臣と社領の二九)。連署状の六名の署名順序は定まっているが、氏貞家臣が二番目に連署正十年御米注進状には豊福長賀・吉田良知・高山栄秀の署名がない(『大社文書』の、署名部分が欠落している注進状を除けば、天正十年十月二十八日の遠賀庄天

はない。

- (3)『宗像神社史』下巻第十三章第四節第一項、一九六六年。特に断らない限り、『宗像神社史』とは同項からの引用になる。堀本氏「嶺家文書」解題も参照。注島の白浜代官職を安堵されている(「吉田ツヤ文書」『市史』五七〇一二、『大島の白浜代官職を安堵されている(「吉田ツヤ文書」『市史』五七〇一二、『大本文書』第三巻)。注進状が発給される前になるが、天正三年十一月十五日では注進状を家臣の知行地とは異なる倉納地の郷村の実態を知るための史料では注進状を家臣の知行地とは異なる倉納地の郷村の実態を知るための史料として利用し、社領と直轄料との関係についてはふれない。
- (4) 「坪付状からみた宗像氏貞家臣知行地の郷村」(『駒澤史学』 九四号、二〇二〇年)。
- 域内に散在する小規模の直轄領から収納される貢祖を集計したものかとする。文書』二二註解(1)で、本文中に「諸郷御用作」とあるので宗像氏の支配領(5)御用注進状について『宗像神社史』の一覧表は村名欠とする。堀本氏は『大社
- から十四年の発給とする。
  五三註解(1)で第三宮と鐘楼の造営が書かれていることから、天正十二年五三註解(1)で第三宮と鐘楼の造営が書かれていることから、天正十二年
- (8) 天正十年三月七日、宗像氏家臣が第一宮に願文を納め、「鐘一口鋳之、幷楼閣

- 第二巻)。第三宮と鐘楼の造営が引き続きおこなわれたことがわかる。四月十七日に鐘が新鋳されている(「宗像文書」『市史』六四八、『大社文書』御建立」を誓約している(「新撰宗像記考証」『市史』六二九―一)。翌十一年
- 慶長四年(一五九九)の棟札があり、鷹見権現と書かれていたとある。(9)『筑前国続風土記附録』『筑前国続風土記拾遺』。『筑前国続風土記拾遺』には
- (10) 年未詳十二月二十日付竹井宮内丞・瓜生彦太郎・畔口新蔵人宛畔口兼続他庄れていたが、この他に「当社高蔵宮」造営のために段米が段別に三升課せら内各々中連署訴状から、宗像社辺津宮第一宮造営時に遠賀庄へ段米が課せら
- (11) 『大社文書』四七註解参照。
- (13) 宗像大社所蔵の神事・年中行事関係の諸本は、『大社文書』第三巻に収録され、 本茂暁氏が解題と註解をしている(二〇〇九年)。本文では諸郷に末社が鎮座 中行事』と略す)と『吉野朝神事目録』から末社を引用した。史料にみえる ・ おったによる註解参照。神事史料については、河窪奈津子「宗像大社所蔵の と森氏による註解参照。神事史料については、河窪奈津子「宗像大社所蔵の 神事史料」(『神道宗教』二一一号、二〇〇八年)がある。

本誌の既刊行分データは以下のホームページよりダウンロードできます。 https://www.okinoshima-heritage.jp

### 沖ノ島研究 第六号

2020(令和2)年3月発行

発 行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 (事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

### OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

6

### **CONTENTS**

IKENOUE Hiroshi	Page
Mounded Tombs and Graves by the Sea in Tsuyazaki, Fukutsu City	· 1
KUWATA Kazuaki	
Villages held by Munakata Ujisada seen from <i>onkome-chushinjo</i> and <i>onbeisen-chushinjo</i> (Investigative Reports of Taxes)	. 9
NOGI Yuudai	
The Last Edict (kudashibumi) from the Headquarter of Dazaihu Shugo	
(Dazaifu Shugo-sho) and the Munakata Daiguji Family	25
HANAOKA Okifumi	
Recent Discoveries Regarding Toyotomi Hideyoshi Documents and the Higo	
Munakata Families	37
OKA Takashi	
Research on the Views toward the Okinoshima Island	61
KAMAKA Takanori, MATSUMOTO Shoichiro, OHTAKA Hirokazu	
Research on Okitsu-miya Yohaisho at Odake, Wakamatsu Ward, Kitakyushu City	67
Summary Report of Investigations on the "Sacred Island of Okinoshima	
and Associeated Sites in the Munakata Region," 2019	81

### 2020

Preservation and Utilization Council of the Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region